

和歌山工業高等専門学校企画会議規則

制 定 平成11年4月1日

最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第9条第2項に基づき、和歌山工業高等専門学校企画会議（以下「企画会議」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 企画会議は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について企画・立案及び審議を行い、校長の決定のもとに運営委員会に報告するものとする。

- 一 本校の運営に関する基本方策に関すること
- 二 本校の教育、研究の基本方策に関すること
- 三 予算等財務に関する基本方策に関すること
- 四 施設、設備の整備等に関する基本方策に関すること
- 五 本校の保有する情報の公開に関すること
- 六 教職員の福利厚生に関すること
- 七 その他本校の管理、運営に関する重要事項

(組織)

第3条 企画会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 専攻科長
- 七 メディアセンター長
- 八 地域共同テクノセンター長
- 九 事務部長
- 十 総務課長
- 十一 学生課長
- 十二 校長が必要と認めた者

(会議)

第4条 企画会議は、校長が招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故あるときは、副校長がその職務を代行する。
- 3 会議が必要と認めた時は、議長は委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第5条 会議に特定の事項について調査立案するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を加えることができる。

- 3 専門委員会の委員は、校長が指名する。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
(事務)

第6条 企画会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。